

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的損失を受けた
県営住宅入居者の家賃減免事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的損失を受けた県営住宅入居者についての熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号。以下「条例」という。）第12条に規定する家賃の減免について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号によるものとする。

- (1) 年間所得とは、県営住宅入居者（入居決定者を含む。（以下「入居者」という。））及び同居者の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、国土交通大臣の定めるところにより認定した額）をいう。
- (2) 非課税分込年間所得とは、前号に掲げる年間所得に、入居者及び同居者の非課税とされている年金、給付金等で収入を合算した額をいう。
- (3) 特別障害者とは、次のアからエに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に基づき、「身障者手帳」を所持する者で、1級又は2級に該当する者。
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された精神障害者に対する手帳を所持する者で、1級に該当する者。
 - ウ 療育手帳を所持する者で、A1又はA2に該当する者。
 - エ 戦傷病者手帳の特別項症から第3項症に該当する者。
- (4) 普通障害者とは、次のアからエに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に基づき、「身障者手帳」を所持する者で、3級から6級に該当する者。
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された精神障害者に対する手帳を所持する者で、2級又は3級に該当する者。
 - ウ 療育手帳を所持する者で、B1、B2に該当する者。
 - エ 戦傷病者手帳の特別項症から第3項症以外に該当する者。

(減免対象者)

第3条 家賃の減免の対象者は、新型コロナウイルス感染症により経済的損失を受けた収入分位1に属する者で、生活保護法による住宅扶助の受給者以外の者のうち、非課税分込年間所得から、公営住宅法施行令第1条第3号で掲げる控除額及び次の各号に掲げる医療経費、就労経費をそれぞれ控除した額が減免基準額以下であるもの。

- (1) 医療経費は、第5条の規定に基づき、入居者が申請を行う日の属する月の前月末日から遡って1年の間に入居者及びその同居者が医療機関で支払った医療費の合計額とする。
- (2) 就労経費は、入居者及び同居者のうち就労している者（以下「世帯就労員」という。）の人数が1人の場合にあつては、別表1の上欄に掲げる年間所得の区分に応じ、同表の下欄に定める額とし、世帯就労員の人数が2人以上の場合にあつては、世帯就労員のうち年間所得が最も多い者について、別表1の上欄に掲げる年間所得の区分に応じ、同表の下欄に定める額を適用し、その他の世帯就労員について、それぞれ別表2の上欄に掲げる年間所得の区分に応じ、同表の下欄に定める額を適用し、それらをすべて合算した額とする。

2 前項の減免基準額は、非課税分込年間所得から、公営住宅法施行令第1条第3号

で掲げる控除額、食費・被服等費、光熱水費等、就学関係費、ひとり親家庭支給費、障がい者支給費、児童支給費及び県営住宅家賃を控除した額とし、食費・被服等費等は次の各号により算定する。

- (1) 食費・被服等費は、入居者及び同居者それぞれの食費・被服等費を合算して得た額とし、入居者及び同居者それぞれの食費・被服等費は、別表3に掲げるものとする。
- (2) 光熱水費等は、別表4に掲げるものとする。
- (3) 就学関係費は、入居者又は同居者が小学校、中学校又は高等学校に通学している場合において、当該入居者等ごとに算出する就学関係費を合算したものとし、入居者又は同居者ごとの就学関係費は、別表5に掲げるものとする。
- (4) ひとり親家庭支給費は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が子（18歳未満（障がいがある者にあつては20歳未満））（以下「対象となる子」という。）を扶養している場合を対象とし、その額は、別表6に掲げるものとする。
- (5) 障がい者支給費は、入居者又は同居者に、特別障害者又は普通障害者がいる場合において当該入居者等ごとに算出する障がい者支給費を合算したものとし、障がい者それぞれの当該支給費は、別表7に掲げるものとする。
- (6) 児童支給費は、児童手当法第7条又は同法第17条により、児童手当支給の認定を受けたもの（認定を受けようとする者を含む）を対象として、同法第6条に規定する額に12を乗じた額とする。

（減免額）

第4条 前条第1項に該当する者の家賃の減免額は、次に掲げる表の区分に応じ減免率を家賃額に乗じて得た金額とする。この場合において、減額すべき金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

収入	減免率
第3条第1項第2号に規定する減免基準額の50パーセント以下の収入の場合	50パーセント
第3条第1項第2号に規定する減免準額の50パーセントを超え75パーセント以下の収入の場合	30パーセント
第3条第1項第2号に規定する減免準額の75パーセントを超え100パーセント以下の収入の場合	20パーセント

（減免申請の手続）

第5条 家賃の減免申請をしようとする入居者（入居決定者を含む。）は、県営住宅家賃・敷金減免申請書（熊本県営住宅管理規則（平成9年12月26日規則第57号。）別記第11号様式）に各市町村長の発行する、最近の住民税課税台帳記載事項証明書及び次に掲げる書類を添付（以下「添付書類」という。）して、知事に提出しなければならない。ただし、収入申告の際に提出した書類に変更がない場合は提出を求めないこととする。

- (1) 年金、恩給等を受給している者にあつては、受給証書の写し
- (2) 失業中の者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し若しくは退職証明書
- (3) 前2項以外の収入がある場合は、その額と内容を証明する書類
- (4) 疾病等で医療費を要した者にあつては、医療費の領収を証する書類（実所要額のみを控除する）

(5) その他事由を証する書類

2 前項の添付書類は、知事が認める場合にあっては、その添付を要しないものとする。

(減免承認の通知)

第6条 知事は、申請書等を受理した場合は、速やかに審査し、必要と認められる場合は、実地調査を行い県営住宅家賃減免承認（不承認）通知書（様式1号）を申請者に送付する。

(減免の期間)

第7条 減免の期間は、申請月の属する年度末までとする。ただし、令和2年3月申請分に限っては令和2年度末までとする。

2 前項に規定する減免の期間の始期は、減免申請書を受理した日の属する月とする。

3 減免期間の終期は、第1項の期間の最終月と減免の対象でなくなった日の属する月のいずれか早い月とする。

(減免の更新申請)

第8条 減免期間満了後引き続いて減免措置を受けようとする者は、減免期間が満了する日までにあらためて第5条に規定する申請手続きをとらなければならない。

(減免者の届出義務)

第9条 減免を受けた者（以下「減免者」という。）は、減免理由が消滅した場合には、県営住宅家賃減免事由消滅届（様式2号）を知事に提出しなければならない。

(減免終了（取消）の通知)

第10条 知事は、前条の届を受理し、又は減免者が減免の対象者でなくなったことが判明した場合は、県営住宅家賃減免終了（取消）通知書（様式3号）を減免者に送付するものとする。

(減免相当額の納付)

第11条 減免事由が消滅しているにもかかわらず、消滅後も引き続き減免を受けた者は、減免事由が消滅した日の属する月の翌月分からの減免相当額を納めなければならない。

附則

この要領は、令和2年3月10日から施行する。

別表1

年間所得	団地所在地	
	熊本市、荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
0～96,000円	96,000円	96,000円
96,001円～100,079円	100,068円	100,068円
100,080円～143,999円	100,080円	100,080円
144,000円～191,999円	108,360円	108,360円
192,000円～239,999円	116,640円	116,640円
240,000円～287,999円	124,920円	124,920円
288,000円～335,999円	133,200円	133,200円
336,000円～383,999円	141,360円	141,360円
384,000円～431,999円	149,640円	149,640円
432,000円～479,999円	157,920円	157,920円
480,000円～527,999円	166,200円	166,200円

528,000 円～575,999 円	174,480 円	174,480 円
576,000 円～623,999 円	182,640 円	182,640 円
624,000 円～671,999 円	190,920 円	190,920 円
672,000 円～719,999 円	199,200 円	199,200 円
720,000 円～767,999 円	207,480 円	207,480 円
768,000 円～815,999 円	215,760 円	215,760 円
816,000 円～863,999 円	223,920 円	223,920 円
864,000 円～911,999 円	232,200 円	232,200 円
912,000 円～959,999 円	240,480 円	240,480 円
960,000 円～1,007,999 円	248,760 円	248,760 円
1,008,000 円～1,055,999 円	257,040 円	257,040 円
1,056,000 円～1,103,999 円	265,200 円	265,200 円
1,104,000 円～1,151,999 円	270,840 円	270,840 円
1,152,000 円～1,199,999 円	275,280 円	275,280 円
1,200,000 円～1,247,999 円	278,640 円	278,640 円
1,248,000 円～1,295,999 円	282,120 円	282,120 円
1,296,000 円～1,343,999 円	285,600 円	285,600 円
1,344,000 円～1,391,999 円	288,960 円	288,960 円
1,392,000 円～1,439,999 円	292,440 円	292,440 円
1,440,000 円～1,487,999 円	295,920 円	295,920 円
1,488,000 円～1,535,999 円	299,280 円	299,280 円
1,536,000 円～1,583,999 円	302,760 円	302,760 円
1,584,000 円～1,631,999 円	306,240 円	306,240 円
1,632,000 円～1,679,999 円	309,600 円	309,600 円
1,680,000 円～1,727,999 円	313,080 円	313,080 円
1,728,000 円～1,775,999 円	316,440 円	316,440 円
1,776,000 円～1,823,999 円	319,920 円	319,920 円
1,824,000 円～1,871,999 円	323,400 円	323,400 円
1,872,000 円～1,919,999 円	327,360 円	326,640 円
1,920,000 円～1,967,999 円	330,600 円	326,640 円
1,968,000 円～2,015,999 円	334,680 円	326,640 円
2,016,000 円～2,063,999 円	337,080 円	326,640 円
2,064,000 円～2,111,999 円	340,560 円	326,640 円
2,112,000 円～2,159,999 円	345,000 円	326,640 円
2,160,000 円～2,207,999 円	347,400 円	326,640 円
2,208,000 円～2,255,999 円	350,880 円	326,640 円
2,256,000 円～2,303,999 円	354,360 円	326,640 円
2,304,000 円～2,351,999 円	357,720 円	326,640 円
2,352,000 円～	362,400 円	326,640 円

別表 2

年間所得	団地所在地	
	熊本市、荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
0～96,000 円	96,000 円	96,000 円
96,001 円～100,079 円	96,000 円	96,000 円
100,080 円～143,999 円	96,000 円	96,000 円
144,000 円～191,999 円	96,000 円	96,000 円
192,000 円～239,999 円	99,120 円	99,120 円
240,000 円～287,999 円	106,200 円	106,200 円
288,000 円～335,999 円	113,280 円	113,280 円
336,000 円～383,999 円	120,120 円	120,120 円
384,000 円～431,999 円	127,200 円	127,200 円
432,000 円～479,999 円	134,280 円	134,280 円
480,000 円～527,999 円	141,240 円	141,240 円
528,000 円～575,999 円	148,320 円	148,320 円
576,000 円～623,999 円	155,280 円	155,280 円
624,000 円～671,999 円	162,240 円	162,240 円
672,000 円～719,999 円	169,320 円	169,320 円
720,000 円～767,999 円	176,400 円	176,400 円
768,000 円～815,999 円	183,360 円	183,360 円
816,000 円～863,999 円	190,320 円	190,320 円
864,000 円～911,999 円	197,400 円	197,400 円
912,000 円～959,999 円	204,360 円	204,360 円
960,000 円～1,007,999 円	211,440 円	211,440 円
1,008,000 円～1,055,999 円	218,520 円	218,520 円
1,056,000 円～1,103,999 円	225,480 円	225,480 円
1,104,000 円～1,151,999 円	230,160 円	230,160 円
1,152,000 円～1,199,999 円	234,000 円	234,000 円
1,200,000 円～1,247,999 円	236,880 円	236,880 円
1,248,000 円～1,295,999 円	239,760 円	239,760 円
1,296,000 円～1,343,999 円	242,760 円	242,760 円
1,344,000 円～1,391,999 円	245,640 円	245,640 円
1,392,000 円～1,439,999 円	248,520 円	248,520 円
1,440,000 円～1,487,999 円	251,520 円	251,520 円
1,488,000 円～1,535,999 円	254,400 円	254,400 円
1,536,000 円～1,583,999 円	257,400 円	257,400 円
1,584,000 円～1,631,999 円	260,280 円	260,280 円
1,632,000 円～1,679,999 円	263,160 円	263,160 円
1,680,000 円～1,727,999 円	266,160 円	266,160 円
1,728,000 円～1,775,999 円	268,920 円	268,920 円
1,776,000 円～1,823,999 円	271,920 円	271,920 円
1,824,000 円～1,871,999 円	274,920 円	274,920 円
1,872,000 円～1,919,999 円	278,280 円	277,680 円
1,920,000 円～1,967,999 円	281,040 円	277,680 円

1,968,000円～2,015,999円	284,520円	277,680円
2,016,000円～2,063,999円	286,560円	277,680円
2,064,000円～2,111,999円	289,440円	277,680円
2,112,000円～2,159,999円	293,280円	277,680円
2,160,000円～2,207,999円	295,320円	277,680円
2,208,000円～2,255,999円	298,200円	277,680円
2,256,000円～2,303,999円	301,200円	277,680円
2,304,000円～2,351,999円	304,080円	277,680円
2,352,000円～	308,040円	277,680円

別表 3

年齢区分	ひとりあたりの食費・被服等費（団地所在地別）		
	熊本市	荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
0歳～2歳	241,140円	229,230円	205,390円
3歳～5歳	300,660円	285,750円	256,030円
6歳～11歳	384,900円	365,910円	327,790円
12歳～19歳	484,380円	449,070円	402,310円
20歳～40歳	452,700円	430,230円	385,510円
41歳～59歳	429,780円	408,630円	366,070円
60歳～69歳	407,100円	387,030円	346,750円
70歳以上	366,060円	351,870円	317,110円

別表 4

世帯員人数	光熱水費等（団地所在地別）		
	熊本市	荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
1人	488,640円	465,240円	415,920円
2人	544,080円	516,960円	462,600円
3人	604,680円	574,800円	514,800円
4人	627,600円	596,520円	534,600円

備考）入居者と同居者を合わせた人数（以下「世帯員数」という。）が4人を超える場合にあっては、世帯員数が4人を1人超えるごとに、同表上欄に掲げる世帯員数が下欄において4人のときの金額に、団地所在地が熊本市、荒尾市の場合にあっては、5,760円、その他の市町の場合にあっては、5,160円を加算した額とする。

別表 5

区分	ひとりあたりの就学関係費
小学校	25,800円
中学校	50,160円
高等学校	63,600円

備考) 対象となる子が3人を超える場合にあっては、対象となる子が3人を1人超えるごとに、同表の上欄に掲げる対象となる子が下欄において3人のときの金額に、団地所在地が熊本市、荒尾市の場合にあっては、10,440円、その他の市町の場合にあっては、9,600円を加算した額とする。

別表6

対象となる子	母子家庭等支給費（団地所在地別）	
	熊本市、荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
1人	259,680円	240,240円
2人	280,320円	259,560円
3人	290,760円	269,160円

別表7

障害区分	ひとりあたりの障がい者支給費（団地所在地別）	
	熊本市、荒尾市	宇土市、水俣市 合志市、菊陽町
特別障害者	299,640円	277,200円
普通障害者	199,800円	184,800円